

高松市文化芸術振興計画の
基本的な考え方
〈最終報告〉

平成26年10月

高松市文化芸術振興審議会

目 次

はじめに	1
------	---

高松市文化芸術振興計画に盛り込むべき内容と考え方

第Ⅰ章 計画策定に当たって

1. 策定の趣旨	2
2. 計画の位置づけ	2
3. 計画の期間	2
4. 高松市の文化芸術の現状と課題	3

第Ⅱ章 計画の基本的な考え方

1. 目指すべき都市(文化都市)としての姿	5
2. 基本的視点	5
3. 高松市文化芸術振興審議会からの提言	5
4. 計画の体系	11

第Ⅲ章 今後の取り組み内容

第Ⅳ章 推進体制

1. 評価・進行管理	14
------------	----

参考資料

① 高松市文化芸術振興審議会の開催状況	15
② 高松市文化芸術振興条例制定記念シンポジウム ー地域をアートでほぐす・あむ・つなぐー	16
③ 高松市文化芸術振興審議会委員名簿	17
④ 高松市文化芸術振興条例	18
⑤ 高松市文化芸術振興審議会規則	22

はじめに

高松市では、文化芸術を通して、市民が生き生きと心豊かに暮らせるまち、高松を実現するため、文化芸術振興の基本理念や枠組等を定めた「高松市文化芸術振興条例」が平成25年12月に制定されました。

それに基づき、文化芸術の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成26年2月、高松市文化芸術振興審議会が設置されると、日ごろより文化芸術に深く携わり、それぞれの分野で広い経験を持つ15名の委員によって構成された審議会では、分科会に分かれてグループディスカッションを重ねるなど、現在の高松市の文化芸術施策の課題や今後の方向性や可能性などについて議論してまいりました。

これまで6回の審議の末、この度、審議会の意見を取りまとめた『高松市文化芸術振興計画の基本的な考え方(最終報告)』を作成いたしました。

特に、本審議会では、条例制定に向け、平成24年に設置された高松市文化芸術振興条例検討委員会が、大切な視点と考えた次の4つの視点を柱に、基本的な考え方をまとめたものとなっています。

- A 市民はじめ各主体の、自主性や創造性が十分に尊重されること
- B それら主体が、文化芸術に広く親しむことができる環境づくり
- C 主体が互いに協働することにより、高松らしい個性豊かで魅力に満ちた創造都市高松を築いていくこと
- D 過去を尊び未来へ継承すると同時に、現代を生きる者として文化芸術の今日的な多様性を享受すること

文化芸術活動を通して享受する楽しさや感動は、人生の喜び、生きる糧となるもので、日々の暮らしに潤いをもたらし、心豊かな市民生活や活力ある社会の基礎ともいえるものです。私たち高松市文化芸術振興審議会委員は、文化芸術が市民等や社会に対して持ちうる可能性に大いに信頼を寄せる者として、今後の計画策定に当たり、この最終報告書の趣旨が生かされることを、そして、振興計画の下に、高松市の文化芸術が伸びやかに枝葉を広げ、市民等の暮らしに潤いをもたらし、活力にあふれるまち高松が再創生されていくことを心から願うものです。

平成26年10月24日

高松市文化芸術振興審議会
会長 橋本 一 仁

高松市文化芸術振興計画に盛り込むべき内容と考え方

第 I 章 計画策定に当たって

1. 策定の趣旨

文化芸術活動を通じて得られる楽しさや感動を、私たちは皆幾度となく経験しています。これら人生の喜びや、生きる糧をもたらしてくれる文化芸術は、心豊かな市民生活、そして活力ある社会を築く基盤となるものです。

また、文化芸術は、多様な文化や価値観を共有することができる寛容性の高い社会の形成に寄与するもので、これら文化芸術の持つ創造性が都市ににぎわいをもたらすという新しい可能性に注目し、創造都市高松の実現に向けた取組みもはじまっています。

このようなことから、高松市では、文化芸術の振興は、高松のまちづくりにおいて、非常に重要な役割を担っていくものと考え、今後の文化芸術振興の基本的理念や枠組みなどを定めた「高松市文化芸術振興条例」を平成25年12月に制定されました。

この条例に基づき、文化芸術の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、本審議会では、高松市の文化芸術の振興に関する基本的な方針、施策及びその達成すべき目標に関する事項等を定める「高松市文化芸術振興計画」の策定に向けて、基本的な考え方について提言するものです。

2. 計画の位置づけ

本計画は、「第5次高松市総合計画(平成20年度～27年度)－新生たかまつ 人・まち 輝き ビジョン－」を上位計画とするものです。「文化の風かおり 光かがやく 瀬戸の都・高松」の実現を目指す高松市が、基本構想の中で、まちづくりの目標として設定した6つのうちの「心豊かな人と文化を育むまち」と「人がにぎわい活力あふれるまち」に連動するものであり、また「創造都市推進ビジョン」(平成25年度～29年度)との整合性を図りながら、文化芸術の振興に関する施策を推進するための方針等について定めるものとします。

3. 計画の期間

本計画の期間は、次期総合計画におけるまちづくり戦略計画との連動を図るため、平成27年度から平成30年度までの4年間で適当と考えます。

なお、具体的な取組み項目については、社会経済情勢や市民ニーズの変化に応じ、適宜見直しを行うものとします。

4. 高松市の文化芸術の現状と課題

私たちのまち高松は、多島美を誇る波静かな瀬戸内海に臨み、古来から交通の要衝であり、四国の中核的な都市として発展してきました。先人たちは、歴史を重ねる中で、国内外の多くの人々と交流し、様々な文化を柔軟に取り入れつつ、個性豊かな文化芸術を育み、高松市を文化の香り高い都市として発展させてきたのです。

また、平成17年度には、塩江町、牟礼町、庵治町、香川町、香南町、国分寺町との合併により、多層的特色を持つ都市として、新たな歴史を刻みはじめております。

そして、全国各地で見受けられるように、高松市もまた社会経済情勢や地域を取り巻く環境は著しく変化しております。合併により誕生した新しい高松市が持続的にさらに成長していくためには、このような時代の潮流を的確にとらえ、まちづくりを進める必要があると感じています。

それら今日の時代の潮流を、

- ・人口減少、少子・高齢社会の到来
- ・グローバル化の進展と地球規模の環境問題への対応
- ・地域分権の進展
- ・協働のまちづくり
- ・価値観、ライフスタイルの多様化
- ・安全・安心に対するニーズの高まり

ととらえ、まちづくりに取り組んでいる高松市では、都市の個性や魅力を生かしたブランドイメージの向上が効果的であると考え、都市プロモーションを推進することで、にぎわいと活力あふれるまちづくりの実現を目指しています。

そのため、平成24年4月、創造都市推進局を立ち上げ、文化芸術などの持つ創造性を生かしながら、農業なども含めた産業振興や、地域活性化、コンパクトで美しいまちづくりなどの施策・事業に、また、子どもや福祉、環境、都市整備などについても柔軟かつ横断的に全市を挙げて取り組んでいます。

文化芸術においては、「高松市芸術文化振興ビジョン」(平成9年)から10年を経て、国における「特定非営利活動促進法(NPO 法)」(平成10年)、「文化芸術振興基本法」(平成13年)が成立する中、平成18年度には「新高松市文化芸術振興ビジョン」を策定しています。そして、平成18年度高松国際ピアノコンクール(以後4年毎)、平成22年度瀬戸内国際芸術祭(以後3年毎)の開催を契機に、高松市の文化芸術はより開かれたものとして、国内外に向けて発信され、より広域で、層の厚い文化交流がはじまるとともに、市民の間に多様な文化芸術をより享受する姿が至る所で見られるようになりました。

こうした状況を踏まえて、今一度、「文化芸術を創造し、享受し、文化的な環境の中で豊かに生きることが人々の普遍的な願いであること」を改めて確認した上で、私たちの文化芸術を未来へとつなぐために、次の視点を持

って文化芸術の振興を推進していく必要があると考えます。

- A 市民はじめ各主体の、自主性や創造性が十分に尊重されること
- B それら主体が、文化芸術に広く親しむことができる環境づくり
- C 主体が互いに協働することにより、高松らしい個性豊かで魅力に満ちた創造都市高松を築いていくこと
- D 過去を尊び未来へ継承すると同時に、現代を生きる者として文化芸術の今日的な多様性を享受すること

第Ⅱ章 計画の基本的な考え方

1. 目指すべき都市(文化都市)としての姿

高松市が目指すべき都市(文化都市)としての姿は、

「文化芸術を通して、市民が生き生きと心豊かに暮らせるまち、高松の実現」と考えます。

2. 基本的視点

目指すべき都市(文化都市)の姿を実現するに当たっての基本的視点を、前章の「現状と課題」を踏まえ、次のとおり定めます。

●4つのポイント

- A 市民はじめ各主体の、自主性や創造性が十分に尊重されること — はぐくむ・いかす
- B それら主体が、文化芸術に広く親しむことができる環境づくり — であう・ひろがる
- C 主体が互いに協働することにより、高松らしい個性豊かで魅力に満ちた創造都市高松を築いていくこと
— つなぐ・あむ
- D 過去を尊び未来へ継承すると同時に、現代を生きる者として文化芸術の今日的な多様性を享受すること
— つたえる・たのしむ

3. 高松市文化芸術振興審議会からの提言

平成26年2月から、高松市文化芸術振興審議会委員15名による審議会を計6回開催する中、高松市文化芸術振興条例の10の基本的施策に従い分類された「高松市文化芸術活動事業調べ」を資料に、現況の事業から見えてくる高松市の文化芸術における施策の問題点等についてディスカッションを重ね、本計画策定に向け、次のような提言をとりまとめました。

※下線部は、主な取組みに反映するものです。

●基本的施策から

(1) 人材の育成

市民一人一人の文化芸術に対する関心や興味を多角的に引き出し、主体的な関わりが持てるような文化芸術活動の振興を進めるためにも、経済状況や社会情勢に左右されない、人材育成事業が求められています。

特に高松市では、文化芸術に関する様々な人材育成事業があるものの、ほとんどが鑑賞者(受け手側)の育成であり、つなぎ手や専門家の育成が積極的に行われているようには見受けられません。既存施設等(例えば、サ

ンポートホール高松、高松市美術館、生涯学習センターなど)と連携を図り、それら育成の事業化とともに、関係者の人材の発掘、プログラムを受講したつなぎ手・専門家の雇用や自立を支援する制度や仕組みが必要です。

また、現況の受け手側育成事業は、市民等が文化芸術を享受するとともに、自由に創造することができ、また文化芸術を通じて交流し、自らの学びとするために、今後さらに大切な事業としてとらえますが、各事業の目的を再考・明確化した上で、発展的に継続されることを望みます。

さらに、計画の推進主体である行政や既存施設等に、企画やコーディネート能力など、より高い専門性が求められている現在、職員の能力向上や専門的人材の投入などを検討する必要があり、研修の機会や交流の場づくりが求められると同時に、彼らの経験が市民等と共有されることが望まれます。

また、仲間や同分野の専門家などによる様々な段階の評価や検証を行う「ピアレビュー」(注1)や、チェック体制が必要と考えます。

(2) 次代を担う子どもの育成

文化芸術と教育は、直ちに成果を数値化して示すことは困難ですが、人が心豊かに生きていくために不可欠で、大事にはぐみ育てていく必要があります。高松市が地域社会及び学校で文化芸術を積極的に取り入れ、子どもたちが幼少期から多様な文化芸術に触れられる環境を整えることによって、豊かな感性と創造性にあふれる未来の市民となるよう支援することを期待します。

高松市文化芸術振興条例では「学校の役割」を規定しているとおおり、私たちは学校のもつ大きな可能性に着目しています。今後も教育委員会とさらなる連携を図り、発達段階に応じた文化施設来訪及び適正なプログラムを再編し、制度化・予算化するべきと考えます。それには、市の既存メニューの精査と全体的なコーディネートが必要です。

また、現行の芸術士制度を見直し、分野の拡大など再検討を図り、その先進性を浸透させるために、小・中・高等学校での持続的な連携の仕組みづくりを提案します。

まずは、モデル地区を設定し、アーティスト、大学や団体等と、既存施設の教育普及スタッフと、学校現場の教師が連携し、例えば、美術や音楽、演劇によって創造力の涵養を図るプログラム事業を展開し、それらの結果を踏まえ、やがては高松市全域に効果的な形で広げていくべきものと考えます。また、香川の伝統工芸である「讃岐漆芸」を幼少期から使用し、その良さや特徴に触れることで、深い理解と愛着が育つものとの考えに立ち、小・中学校の給食時に什器など本物の漆碗を使用することにより、讃岐漆芸を学ぶ機会の創出や生活の中で身近なものとして感じさせられるような工夫をすべきと考えます。この事業は、子どもたちが自分たちの住むまちに息づく文化芸術の素晴らしさを他者に伝え、共感を生むようなプログラムの一環であると同時に、作り手側の人材育成や雇用の創出にもつながるものです。

さらに、就学前の子どもたちに与える文化芸術の影響について、昨今研究が進んでいることもあり、子どもの活動に実績のある団体等と協力しつつ、その年齢にふさわしいプログラムの提供を望みます。

(3) 環境の整備

・既存施設及び事業の見直しと展開

高松市内の既存文化施設は、数的にも内容的にも充実していますが、内部からは気付きにくく、まだまだ活用すべき方法や連携を図るにふさわしい事業展開の手法があると考えます。また、市民が文化芸術に関心を持つきっかけづくり、その関心を深める取組み、そして主体的に文化芸術活動を社会に還元できるような仕組みなど、市民のニーズに応じたプログラムをきめ細やかに提供すべきです。

まずは、各施設のミッションを再考し、明確な目標設定を共通認識した上で、現状分析及び成果検証することで、習慣的な事業の見直し・改善に取り組む必要があると考えます。そのためには、マネジメントを強化し、外部オピニオンらによる事業チェック及び連携を持つ必要があると考えます。

既存施設の活用策を見直すことで、市民の活動の場及び機会の拡充を図り、質の高い「環境の整備」を十分に行い、文化芸術を介した個性豊かな「ひろば」を幾つも生み出し、文化芸術活動の活性化を図るべきです。

例えば、運営委員会方式に改めて10年を経た市民文化祭は見直しの時期と言えます。東京都が実施する「へブンアーティスト事業」のように、審査会に合格したアーティストに公共施設や民間施設などを活動場所として開放するなど、市民の発表意欲を向上させると同時に、多くの人が気軽に芸術文化を発表及び触れる機会を提供していくことができるものと考えます。

(4) 情報の収集及び発信

高松市は様々に質の高い文化芸術活動を展開しながらも、情報発信力が弱いと自他共に認めるところであり、今後は、包括的な広報戦略に基づいた情報デザインが必要と考えます。

【インプット／情報収集と情報共有】

まずは、横断的かつ総合的に高松市の文化芸術情報が集約された情報ポータル(注2)の整備を提案します。そのためには、特定の人や機関が個々に情報を管理するのではなく、ソーシャルメディア(注3)等を活用し、多くの人が情報を共有しながら更新するアーカイブ(注4)づくりが重要です。

【アウトプット／情報発信】

情報発信の際には、一定の広報戦略に基づき、世代や届ける相手に配慮したメディアの選択や、世界を意識したマルチリンガル(注5)による取組み、大都市に向けた効果的なPRを図る等、情報のプライオリティ(優先順位)を精査し、画一的な情報発信に陥らない工夫が必要です。

加えて、情報の多角化に伴い、デザインルールの統一などの広報戦略はもちろん、ブランドづくり全般にわたるプロデュース力がここでも求められます。そして、民間を中心とした連携を図り、官民一体となって文化都市高松を推進していくべきです。

(5) 協働及び連携

文化芸術分野においては、従来の縦割りではなく、同業種・異業種がゆるやかな横の連携を持ち、官民協働による戦略的なプロジェクトの推進が求められています。創造都市推進局を立ち上げた高松市には、今以上に従来型の縦割り行政をほどこき、編み直すことで、「協働及び連携」の仕組みづくりを望みます。文化芸術活動に多くの主体(この場合、市民、学校、団体及び市)が参加し、相互に影響を与えることにより新しい文化芸術が創造されるものと考えます。

新たなコラボレーションの模索も大切ですが、既にある連携(例えば、高松市と地元大学等との連携協定)等の活用も積極的に進めるべきです。

(6) 交流の促進

高松市の「交流の促進」に関する事業数が少ないように見受けられます。例えば、バラエティに富んだ交流や、社会的弱者の方々の「居場所」であり「出番」となる、文化芸術を介したプログラムを創出することで、既存施設及びそこで行われる事業が社会的包摂の意味合いを持つことを望みます。それにより、障がいの有無・年齢・性別・出身や国籍を越えて様々な場面で、文化芸術を触媒に、創造的な関係性が編まれると考えます。

それには、国内外の姉妹都市等やユネスコ創造都市等の先進例に学ぶことで、交流の在り方に多層性を取り入れる必要があります。

(7) 地域特有の文化の継承と創造

高松市の市域は広く、地域それぞれに課題もありますが、同時に個性的な文化資源にあふれています。埋もれた資源を丹念に発掘し、地域に根ざした文化活動の継承と活用を図るとともに、伝統文化を守り支える人への投資もすべきです。また、学術的な探究及び蓄積と併行して、ローカルの伝統や良さを魅力的に伝える「コンシェルジュ(注6)」的人材の役割が大切だと考えます。特に、漆芸、石工、盆栽、建築、景観、食等を未来へと発展的に創造的に繋ぐことで、地域に誇りを持てる豊かな市民生活を導けるものと考えます。

(8) 多様な文化芸術等の尊重及び享受

「瀬戸内国際芸術祭」、「高松国際ピアノコンクール」など、他機関との連携によるエリアを越えた文化芸術事業

を経験蓄積したことで、多様な文化を受け入れる寛容な都市としての在り方に期待します。

また、既存施設は、様々な人々が関われるプラットフォームともなり得る場です。ワークショップなど参加型の取り組みを進める一方で、公共ホール等の使命として、これからは文化を創出する場、発信拠点として提案型・創出型の事業展開が必要です。現代的なもの、伝統的なもの、アーカイブ的価値のあるものの掘り下げはもちろん、その隙間を埋めるものなど、質の高い一流の事業を推進すべきです。認知度が高くメジャーな事業(黒字となる事業)も必要ですが、認知度が低くても、市の文化行政としてやるべき事業は推進していく意思が公共の文化施設に求められると考えます。

新しく生み出される文化芸術に共感を抱くことにより、さらなる文化芸術振興を図る必要があります。

(9) 文化芸術を生かしたまちづくりの推進

・フィールドを活かしたブランドづくり

玉藻公園、屋島、讃岐国分寺跡等を、それぞれひとつの「フィールド」としてとらえ直し、それらのポテンシャル(注7)を再認識し、積極的に活用すべきです。季節への意識、食に至るまでの多角的なコラボレーション、それらが定期的に行われることでブランドとして定着させるものです。各フィールドで生み出されたコラボレーション企画によるパッケージを市内外でも開催することで、地域交流による文化的風土の形成、複合的な文化芸術による地域観光産業の振興に努める必要があると考えます。

また、公共交通機関との連携はもとより、フィールド相互をつなぐ交通整備も高松市全体のアートブランドを創出する手段の一環ととらえ、たとえばレンタサイクルのアートプロジェクト化事業を推進することなどを提案します。

・まちと人をつなぐ

「まちなかパフォーマンス事業」、「瀬戸内生活工芸祭」や「高松メディアアート祭」など、それぞれのフェスティバルを根付かせ、多層な文化的性格をもったまちとして、人とまちがともに成長することを願います。市民の日常生活の中に自然に存在する文化芸術の在り方は、人々の幸福感につながるものです。特に「まちなかパフォーマンス事業」等に見られる、「既存施設をほどいて街に出る」というイメージを広く共有し、文化芸術にあふれた生活環境の醸成を目指すべきです。

また、商店街の空き店舗等については、アーティスト・イン・レジデンス(注8)やインキュベーション(注9)施設、制作・発表の場などの活用方法を多角的に模索し、エリアの個性化を図るべきものと考えます。

(10) 顕彰及び奨励

優れた功績のある人や将来性の豊かな人たちが、これを受賞することにより「誉れ」と感じることで奮起でき、ま

た、この賞を目指す人たちが後に続くことで、高松市の文化芸術の質が高まるような仕掛けが必要です。

例えば、現在ある「高松市文化奨励賞」に、新人賞の枠を加え、功労者賞的意味合いと新人賞的意味合いの二段階の表彰制度にすべきと考えます。また、贈呈するだけでなく、発表の機会を提供するなどして、文化芸術を支える一人であることの自覚を促すとともに、受賞者が市民に還元する仕組みづくりが必要と考えます。

さらに、高松市出身または関連する文化芸術関係者等を、平日頃から把握し、発掘する必要があると考えます。

●全体を通して

・アートマネジメント

サンポートホール高松及び高松市美術館には専門のディレクター職を置いていますが、高松市の文化を軸にプランニングできる人材(芸術監督、地域デザイナー)を置き、権限と予算を持たせ、既存施設の事業等を俯瞰的・集約的にマネジメントし、文化政策を推進すべきと考えます。但し、各施設の専門性は高いので、独立性とのバランスが望まれます。

(注1)ピアレビュー＝仲間や同僚が、経験やノウハウを活用しながら、お互いの事業を診断・評価しあう活動。

(注2)ポータル＝元々は門や入口を表すもので、この場合は利用者が情報を得る手立ての入口のこと。

(注3)ソーシャルメディア＝インターネット上で展開される情報メディアの在り方で、個人による情報発信や個人間のコミュニケーション、人の結びつきを利用した情報流通などといった社会的な要素を含んだメディアのこと。

(注4)アーカイブ＝書庫の意味から、データを集積し、記録保管すること。

(注5)マルチリンガル＝複数の言語を話すこと。

(注6)コンシェルジュ＝ホテルの宿泊客の要望や案内に対応する人の役割から派生して、広義には案内人のこと。

(注7)ポテンシャル＝潜在的な能力、可能性のこと。

(注8)アーティスト・イン・レジデンス＝芸術制作を行う人を一定期間ある土地に招聘し、滞在しながら作品制作を行うこと。

(注9)インキュベーション＝孵化から派生して、経営技術・金銭・人材などを提供し、育成すること。

4. 計画の体系

「文化芸術を通して、市民が生き生きと心豊かに暮らせるまち、高松の実現」をめざし、4つの基本的視点を受け、前章の提言から導かれる主な取組みをまとめました。

目指すべき都市(文化都市)としての姿:

文化芸術を通して、市民が生き生きと心豊かに暮らせるまち、高松の実現

・=前章の提言から/→=提言から抽出される取組み/[]=取組み方/()=提言の施策箇所/基=条例の基本的施策

A 市民はじめ各主体の、自主性や創造性が十分に尊重されること

— はぐくむ・いかす

主な取組み

- ・レジデンスやインキュベーション施設、制作・発表の場などの活用/(基 9)
- ①アーティスト・イン・レジデンス[新規]
- ・つなぎ手や専門家の育成及び雇用や自立を支援する制度や仕組み/(基 1)
- ②アートマネージメント講座等の充実及び人材雇用[拡充]
- ③文化芸術活動を支援する者の育成及び支援[拡充]*ボランティア、コンシェルジュ、企業支援
- ・④外部オピニオンとの事業評価や検証及び連携[新規]/(基 3)
- ・功労者賞的意味合いと新人賞的意味合いの二段階の表彰制度/(基 10)
- ⑤文化奨励賞等の見直し[見直し]
- ⑥子ども対象コンクール等の支援[拡充]
- ・⑦高松市関係者の人材の発掘・把握と連携(物故及び現存)[拡充]/(基 10)

B それら主体が、文化芸術に広く親しむことができる環境づくり

— であう・ひろがる

主な取組み

- ・①子どもの発達段階に応じた文化施設来訪及び適正なプログラムの再編[見直し]/(基 2)
- ・②小・中・高等学校での連携プログラム(モデル地区)[新規]/(基 2)
- ・讃岐漆芸を学ぶ機会創出や生活の中で身近なものとして工夫/(基 2)
- ③マイ・ウルシ・カップ事業[新規]
- ・④芸術士派遣事業の見直しと拡大[拡充]/(基 2)
- ・⑤就学前児童のプログラム展開[継続・拡充]/(基 2)
- ・⑥高松市の文化を軸にプランニングできる人材(芸術監督、地域デザイナー)配置[新規]/(全体を通して)
- ・⑦既存施設及び事業の見直しと展開[見直し]/(基 3)
- (1)市民が文化芸術に関心を持つきっかけづくり、(2)その関心を深める取組み、(3)そして主体的に文化芸術活動を社会に還元できるような仕組みを視点に、受け手側の人材育成事業等の充実。)
- ・⑧情報ポータル整備[見直し]/(基 4)

- ・⑨情報の継続的なアーカイブ[見直し]／(基 4)
- ・⑩広報戦略[拡充]／(基 4)
- ・⑪デザインルールの統一、全体のプロデュース[拡充]／(基 4)
- ・⑫民間を中心とした連携[新規]／(基 4)

C 主体が互いに協働することにより、高松らしい個性豊かで魅力に満ちた創造都市高松を築いていくこと
— つなぐ・あむ

主な取組み

- ・同業種・異業種のゆるやかな横の連携、既にある連携(市と地元大学等連携協定)等の活用／(基 5)
- ①大学や民間等との連携・支援の仕組みづくり[拡充]
 - ・社会的包摂の意味合い、障がいの有無・年齢・性別・出身や国籍を越えて／(基 6)
- ②誰もが参加できる文化芸術活動の環境(プラットフォーム)への支援[拡充]
- ③ホスピタルアート(注10)の展開[新規]
 - ・④国内外の姉妹都市等やユネスコ創造都市等を中心にした交流[拡充]／(基 6)
 - ・⑤「高松国際ピアノコンクール」の展開[拡充]／(基 8)
 - ・「瀬戸内国際芸術祭」、「まちなかパフォーマンス事業」、「瀬戸内生活工芸祭」や「高松メディアアート祭」等のフェスティバルを根付かせ、多層な文化的性格をもったまちづくり／(基 9)
- ⑥「既存施設をほどいて街を編む」的なフェスティバルの展開[拡充]

D 過去を尊び未来へ継承すると同時に、現代を生きる者として文化芸術の今日的な多様性を享受すること
— つたえる・たのしむ

主な取組み

- ・地域に根ざした文化活動の継承と活用(伝統文化に従事する人を含む)／(基 7)
- ①有形・無形文化財等の保存と活用[拡充]
 - ・漆芸、石工、盆栽、建築、景観、食等／(基 7)
- ②地域固有の伝統工芸及び民俗芸能、その他地域に根ざした文化活動の把握と継承・活用・支援[拡充]
- ③歴史的な景観の保存と活用[拡充]
 - ・④公共施設を発信拠点とした、提案型・創出型の事業展開[拡充]／(基 8)
- ⑤美術館におけるコレクション及び企画展の充実[拡充]
 - ・⑥新しく生み出される文化芸術活動の支援[拡充]／(基 8)
 - ・⑦フィールドを活かしたブランドづくり[拡充]／(基 9)
 - ・⑧コラボレーション企画によるパッケージの活用[拡充]／(基 9)
 - ・⑨レンタサイクルのアートプロジェクト化[新規]／(基 9)

(注10)ホスピタルアート=アートの力をもって、病院などの医療環境をより快適な癒しの空間とする試み。

第三章 今後の取組み内容

*取組みにあたって

目指す方向のもとに実施するこれらの取組みは、それぞれ横断的に結びつき、その実施効果は多岐にわたることから、互いに連携させながら推進する必要があります。

また、主な取組みについては、数値目標や質的目標を明らかにすることにより、その取組みの効果を測っていくべきです。

さらに、この計画に沿った施策の実施状況を毎年度把握し、高松市文化芸術振興審議会に報告の上、必要に応じて取組みなどを見直すことを提案します。

目指すべき都市としての姿	基本的視点	主な取組み(★=重点取組み)	内 容	共通項
文化芸術を通して、市民が生き生きと心豊かに暮らせるまち、高松の実現	A 自主性や創造性が十分に尊重される ～はぐくむ・いかす～	①アーティスト・イン・レジデンス[制作・交流]★ ②アートマネジメント講座等の充実及び人材雇用★ ③文化芸術活動を支援する者の育成及び支援 ④外部オピニオンとの事業評価や検証及び連携	①商店街、空き家、廃校等の調査活用及び大島での展開、また若手芸術家の研修助成。 ②④大学や企業等の連携による講座拡充(ピアレビュー含む)及び人材の雇用活用。 ③ボランティア、コンシェルジュ、企業等の育成及び支援。	①D ②④B,C,D ③B,C,D
	B 文化芸術に広く親しむことができる環境をつくる ～であう・ひろがる～	⑤文化奨励賞の見直し★ ⑥子ども対象コンクール等の支援 ⑦高松市関係者の人材の発掘・把握と連携(物故及び現存)	⑤新人賞枠を設け、二段階で表彰する仕組み、審査員の再編。 ⑥菊池寛ジュニア賞、高松テルサ音楽祭、団体等の育成事業の支援。 ⑦調査、研究、顕彰、交流連携。	⑤D ⑥D ⑦D
		①子どもの発達段階に応じた文化施設来訪及び既存プログラムの再編 ②小・中・高等学校での連携プログラム事業(モデル校等) ③マイ・ウルシ・カップ事業 ④芸術士派遣事業の見直しと拡大 ⑤就学前児童のプログラム展開	①既成プログラムの見直しによる再編成及び制度化・予算化。(例えば、小・中学校時にイサム・ノグチ庭園美術館等を訪問し、対話による鑑賞など多角的に作品と触れ合う機会を創出) ②学校と他機関の連携プログラム事業の持続。子どもコンシェルジュ事業に発展可。 ③少数児童校からモデルスタート。 ④芸術士の専門分野の拡大、派遣元や派遣先の拡充。 ⑤民間団体と連携を図り、活動を拡充。マタニティーコンサートやブックススタートなど啓蒙。	①A,D ②A,C ③A,D ④A ⑤A,C ⑥C
		⑥高松市の文化を軸にプランニングできる人材(芸術監督、地域デザイナー)配置★ ⑦既存施設及び事業の見直しと展開 (※(1)市民が文化芸術に関心を持つきっかけづくり、(2)その関心を深める取組み、(3)そして主体的に文化芸術活動を社会に還元できるような仕組みを視点に、受け手側育成事業等の充実) (※例えば、市民文化祭の見直しによる「ヘブンアーティスト事業」的要素の組入れ)	⑥市全体の文化芸術事業を統括。 ⑦各施設のミッションを再考し、明確な目標設定を共通認識した上で、現状分析及び成果検証することで、習慣的な事業の見直し・改善に取り組む。外部オピニオンらによる事業チェック及び連携。	⑥A,C,D ⑦A,C,D
⑧情報ポータル整備 ⑨情報の継続的なアーカイブ ⑩広報戦略 ⑪デザインルールの統一、全体のプロデュース ⑫民間を中心とした連携	⑧横断的かつ総合的に文化芸術情報を集約。 ⑨ソーシャルメディア等を活用し、多くの人が情報を共有しながら更新できる仕組みの構築。 ⑩世代や届ける相手に配慮したメディアの選択、マルチリンガルによる取組み、情報のプライオリティの精査、大都市に向け効果的なPR等。 ⑪情報デザインができる広報専門スタッフの雇用。 ⑫外部オーガナイザーとの連携会等の開催。	⑧C ⑨C ⑩C ⑪C ⑫C		
C 協働を通じて、個性豊かで魅力に満ちた創造都市高松を目指す ～つなぐ・あむ～	①大学や民間等との連携・支援の仕組みづくり	①連携プログラムの多層性及び関わり方の個性化。 (※例えば、芸術系大学との連携によるアートスクール等)	①B	
D 過去を尊び未来へ継承すると同時に、多様な文化芸術等を楽しむ ～つたえる・たのしむ～	②誰も(障がい者、高齢者など)が参加できる文化芸術活動の支援 ③ホスピタルアートの展開 ④姉妹都市等を中心にした交流 ⑤「高松国際ピアノコンクール」の展開 ⑥「既存施設をほどこいて街を編む」的なフェスティバルの展開	②たかまつハート・アートフェスティバルの継続拡充等。 ③新市民病院移転新装に向けて、ホスピタルアートの調査。 ④文化芸術に携わる者の招聘及び派遣。 ⑤インターバル時を工夫し、ピアノコンクールにより街の個性を確立。 ⑥「まちなかパフォーマンス事業」、「瀬戸内生活工芸祭」や「高松メディアアート祭」等のフェスティバルを根付かせ、多層な文化的性格をもったまちづくり。	②A,B,D ③A,B ④A,B,D ⑤A,B ⑥A,B,D	
	①有形・無形文化財等の保存と活用 ②地域固有の伝統工芸及び民俗芸能その他の地域に根ざした文化活動の把握と継承・活用・支援 ③歴史的な景観の保存と活用	①指定文化財等の保存、活用。 ②漆芸、石材、盆栽ほか地域に根ざした文化の発掘とその継承、活用、支援。 ③仏生山の街並みに代表される歴史的な景観や建築の活用、支援。	①A ②A ③B	
	④公共施設を発信拠点とした、提案型・創出型の事業展開 ⑤美術館におけるコレクション及び企画展の充実 ⑥新しく生み出される文化芸術活動の支援	④サンポートホール高松等の公共施設が、鑑賞型事業に加えて、積極的に提案型・創出型の事業展開。 ⑤体系性と進取性に加えて、創出型の現代美術の企画展。 ⑥瀬戸内サーカスファクトリーなどに見られる、既成概念でとらえられないアート展開の調査や支援。	④A,B,C ⑤A,B,C ⑥A,B,C	
⑦フィールドを活かしたブランドづくり ⑧コラボレーション企画によるパッケージの活用 ⑨レンタサイクルのアートプロジェクト化	⑦フィールドでの多角的なコラボによるブランドづくり。 ⑧コミュニティセンターなどの特色を活かした巡回性のあるアート企画。 ⑨レンタサイクルのアート化。	⑦B,C ⑧B,C ⑨B,C		

第IV章 推進体制

1. 評価・進行管理

重点取組事業については、年度毎の活動指針を設け、事業の適切な評価と進行管理するとともに、市民のみなさんとその評価課題を共有する必要があります。

【主な取り組み内容例】

●アーティスト・イン・レジデンス

年度	内 容	活 動 指 標		所 管
		現 状	目 標	
27年度	アーティストと地域住民と子どもとの交流事業	26年度調査事業	定期的な開催	政策課 文化芸術振興課
28年度	瀬戸内国際芸術祭との連携によるレジデンス	過去の芸術祭及びART SETOUCHIでの良好な成果	レジデンスできる環境づくり	人権啓発課 美術館美術課 地域政策課
29年度	アーティストのレジデンス活動を支援	環境整備	レジデンスによる発表	
30年度	アーティストのレジデンス活動を支援	環境整備	レジデンスによる発表	

●小・中・高等学校での連携プログラム事業(モデル校等)

年度	内 容	活 動 指 標		所 管
		現 状	目 標	
27年度	各施設が教育委員会の協力のもと、プログラム化をする	—	3つプログラム化	教育委員会 美術館美術課
28年度	指定校(3つ)での実施 ex)男木小中学校他	—	研究発表	サンポートホール高松 等
29年度	モデル地区(3つ)での実施 ex)中心部、郊外部、辺境部	指定校がリーダー	事例報告書の作成	
30年度	学校側の選択によるプログラム選択	応募者数	参加者数	

参考資料

① 高松市文化芸術振興審議会の開催状況等

回	開催日	主な議題
第1回	平成26年 2月19日	<ul style="list-style-type: none"> ・会長、副会長の選任について ・文化芸術振興条例及び文化芸術振興計画の概要について ・今後のスケジュールについて
第2回	平成26年 3月26日	<ul style="list-style-type: none"> ・文化芸術振興計画(案)について 分科会形式のグループディスカッションにより、高松市文化芸術振興条例の10つの基本的施策に従い分類した「高松市文化芸術活動事業調べ」を資料に、現況事業から見えてくる高松市の文化芸術における施策の問題点等を、事務局交えて議論
第3回	平成26年 4月25日	<ul style="list-style-type: none"> ・前回の議論について ・文化芸術振興計画(案)について 前回(3/26)に引き続き、分科会形式のグループディスカッション ・今後のスケジュールについて
第4回	平成26年 6月20日	<ul style="list-style-type: none"> ・計画策定スケジュールの変更について ・前回の議論について ・文化芸術振興計画の基本的な考え方について(中間報告案) 分科会形式のグループディスカッションにより、事務局案である「目指す方向」及び「計画の体系」等について、事務局交えて議論。
第5回	平成26年 7月25日	<ul style="list-style-type: none"> ・文化芸術振興計画の基本的な考え方について(中間報告案)
中間報告 答申	平成26年 7月29日	<ul style="list-style-type: none"> ・市長へ「中間報告」答申
第6回	平成26年10月21日	<ul style="list-style-type: none"> ・文化芸術振興計画の基本的な考え方について(最終報告案)
最終報告 答申	平成26年10月24日	<ul style="list-style-type: none"> ・市長へ「最終報告」答申

②高松市文化芸術振興条例制定記念シンポジウム—地域をアートでほぐす・あむ・つなぐ

- 開催日 平成26年2月23日(日)午後2時30分～5時
- 場 所 サンポートホール高松 第1小ホール
- コーディネーター 橋本一仁氏(四国学院大学教授・理事、社会学部長、リエゾンセンター長、国際オフィス・ディレクター)
- 出演者 平田オリザ(劇作家・演出家、大阪大学教授、劇団「青年団」主宰)
藤 浩志(美術家、十和田市現代美術館副館長)
GABOMI
(写真家、写真集『ことでん仏生山工場』刊行、高松コンテンポラリーアート・アニュアル vol.02 出品作家)
大島よしふみ(彫刻家、オンバファクトリー及び TEAM 男気代表)
香西志帆(映画監督)

○内 容

- ・条例の内容等についての説明
- ・記念対談「今なぜ文化芸術が必要なのか— 求められる想像と創造」 …… 平田オリザ×藤 浩志
- ・写真スライドショー「TAKAMATSU 2013-2014」 …… GABOMI(ガボミ)
- ・パネルディスカッション「それぞれの現場の可能性について—将来への展望」
…… 平田オリザ×藤 浩志×大島よしふみ×香西志帆
- ・参加者アンケート …… 116名回収(男性77名/女性37名/未記入2名)

- 参加者 210名

高松市では、文化芸術を通して、市民が生き生きと心豊かに暮らせるまち、高松を実現するため、文化芸術振興の基本理念や枠組等を定めた「高松市文化芸術振興条例」を平成25年12月に制定しました。それに基づき、文化芸術の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、文化芸術振興計画の策定を進める中、条例が制定されたことをより広く市民に知ってもらい、文化芸術の振興に対する関心を高めてもらうことを目的としたシンポジウムを開催しました。

高松市文化芸術振興審議会会長の橋本一仁氏をコーディネーターに、テーマを「地域をアートでほぐす・あむ・つなぐ」としたこのシンポジウムでは、魅力と活力に満ちた高松を、文化芸術によって推進していく意義及び今後の可能性や期待について考えていきたいと、国内外の様々な現場で活躍されるゲストを迎えました。

第1部では、国内外で活躍する演出家・平田オリザ氏と、美術家であり十和田市現代美術館副館長を務める藤浩志氏との記念対談、その後、地元を拠点とする写真家 GABOMI 氏によるスライドショー、そして第2部には、記念対談の二人に加えて、瀬戸内国際芸術祭等で活躍する彫刻家の大島よしふみ氏、地元銀行員の傍ら映画監督でもある香西志帆氏をパネラーに、それぞれのクリエイティブな現場から、熱くて真摯な取り組みの数々をお話いただきました。

シンポジウムには、文化芸術に関心を寄せるたくさんの市民が参加くださり、アートや文化芸術との各自の関わり方によって、私たちが暮らす高松がより魅力的に発展するものか、その可能性の広がりを実感したこととアンケート等からも読み取ることができました。

③高松市文化芸術振興審議会委員名簿

委嘱年月日:平成26年2月3日

任 期:平成26年2月3日から平成28年2月2日まで

(敬称略)

	氏名	役職等
会長	橋本 一仁	四国学院大学教授・理事、社会学部長、リエゾンセンター長、(公財)高松市文化芸術財団理事
副会長	島田 博美	島田バレエ団団長、(公財)高松市文化芸術財団理事、四国民踊研究会会長、(公社)日本バレエ協会四国支部長、高松市芸術団体協議会会長
委員 (50音順)	甘利 彩子	特定非営利活動法人 瀬戸内こえびネットワーク 事務局長
	青山 夕夏 (公募)	香川大学教育学部教授、フルート奏者、アジアフルート連盟東京(日本)理事
	池田 恵子 (公募)	デザイナー
	鹿庭 弘百	(一社)街角に音楽を@香川 代表理事
	鎌田 直子	特定非営利活動法人 農村歌舞伎祇園座保存会事務局
	北岡 省三	漆芸家、(公社)日本工芸会理事、香川県美術家協会会長、日本文化財漆協会理事
	木ノ下 智恵子	大阪大学コミュニケーションデザイン・センター特任准教授、高松市美術館美術品等取得調査委員会委員
	小西 智都子	香川の小さな出版社 ROOTSBOOKS代表
	多田 俊二郎 (公募)	(一財)さぬき生活文化振興財団 代表理事
	佃 昌道	高松大学・高松短期大学学長、高松国際ピアノコンクール事務局長、(公財)高松市国際交流協会理事、(公財)高松市文化芸術財団評議委員
	津村 卓	北九州芸術劇場館長、(一財)地域創造プロデューサー
	林 幸稔	建築家、林幸稔建築設計事務所主宰
若井 健司	香川大学教育学部教授、声楽家、四国二期会副理事長、(公財)高松市文化芸術財団理事	

④高松市文化芸術振興条例

文化芸術は、私たちの創造性を育むとともに、心を癒やし、かつ、豊かにし、生きる喜びや誇りを与えて将来への希望を灯すものである。また、文化芸術は、それ自体が固有の意義と価値を有するとともに、私たちを固定観念から解放し、相互に理解し、尊重し合う土壌を醸成することにより、多様な文化や価値観を共有することができる寛容性の高い社会の形成に寄与するものである。さらに、文化芸術は、その源を共有するスポーツや農業、観光等の幅広い産業と密接に連携させることにより、魅力に満ち、活力のあるまちづくりの推進力となるものである。

私たちのまち高松は、多島美を誇る波静かな瀬戸内海に臨み、古来から交通の要衝であり、四国の中核的な都市として発展してきた。先人たちは、歴史を重ねる中で、国内外の多くの人々と交流し、様々な文化を柔軟に取り入れつつ、個性豊かな文化芸術を育み、本市を文化の香り高い都市として発展させてきた。このことは、国際化が進展する中において、自己認識の基点となり、文化的な伝統を尊重する私たちの心の支えとなっている。

私たちは、文化芸術を創造し、享受し、文化的な環境の中で豊かに生きることが人々の普遍的な願いであることを確認する。そしてここに、文化芸術の振興に関連する施策を総合的かつ計画的に実施し、本市の文化芸術の発展と新たな創造に資するため、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、文化芸術の振興に関し、基本理念を定め、市の責務並びに市民、学校及び団体の役割を明らかにするとともに、文化芸術の振興に関する施策の基本的な事項を定めることにより、文化芸術の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって市民が生き生きと心豊かに暮らせる魅力ある高松の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 文化芸術 文学、音楽、美術、写真、映像、書道、演劇、舞踊、建築、デザインその他の芸術、茶道及び華道をはじめとする生活文化並びに有形及び無形の文化財、地域固有の伝統工芸及び民俗芸能その他の伝統文化をいう。
- (2) 市民 市内に居住し、通勤し、又は通学する個人及び市内において事業を行い、又は活動する個人をいう。
- (3) 学校 学校教育法(昭和22年法律第226号)第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校、同法第134条に規定する各種学校その他これらに準ずる教育施設並びに児童福祉法(昭和22年法律第164号)第39条第1項に規定する保育所その他これに準ずる施設であつて、市内に所在するものをいう。
- (4) 団体 市内において事業を行い、又は活動する法人その他の団体をいう。

(基本理念)

第3条 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術に関する活動(以下「文化芸術活動」という。)を行う者の自主性及び創造性が十分に尊重されなければならない。

2 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることに鑑み、市民が等しく、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、またこれを創造することができるような環境の整備を図ら

れなければならない。

- 3 文化芸術の振興に当たっては、市民、学校、団体及び市による協働を通じて幅広く文化芸術を担う人材が育成されることにより、文化芸術活動の促進が図られるよう配慮されなければならない。
- 4 文化芸術の振興に当たっては、過去から培われてきた本市の文化芸術が、市民の財産として保護され、保存され、継承されるとともに、将来においてもその活用及び発展が図られるよう配慮されなければならない。
- 5 文化芸術の振興に当たっては、市民一人一人の価値観が尊重されることにより、多様な文化芸術の発展が図られるよう配慮されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、文化芸術の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 市は、文化芸術の振興に関する施策の実施に当たっては、市民、学校及び団体と協働し、並びに関係機関と連携を図るとともに、地域社会における人材、資源、情報等を活用するものとする。

(市民の役割)

第5条 市民は、文化芸術活動を担う主体として、基本理念にのっとり、様々な文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する活動を通じて文化芸術の振興に寄与する役割を果たすよう努めるものとする。

- 2 市民は、多様な文化芸術を理解し、尊重するとともに、相互に交流を深めるよう努めるものとする。

(学校の役割)

第6条 学校は、次代を担う子どもの豊かな人間性の形成に資する施設として、基本理念にのっとり、子どもが文化芸術に触れる機会の充実を図り、文化芸術を担う人材を育成する役割を果たすよう努めるものとする。

(団体の役割)

第7条 団体は、地域社会を構成する一員として、基本理念にのっとり、その保有する人材、資源等を有効に活用し、自主的な文化芸術活動の展開及び市民の文化芸術活動の支援に努めるものとする。

(財政上の措置)

第8条 市は、文化芸術の振興に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

第2章 文化芸術振興計画

第9条 市長は、文化芸術の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、文化芸術振興計画(以下「振興計画」という。)を定めなければならない。

- 2 振興計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 文化芸術の振興に関する基本的な方針

(2) 文化芸術の振興に関し、総合的かつ計画的に講ずべき施策及びその達成すべき目標に関する事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、文化芸術の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

- 3 市長は、振興計画を策定しようとするときは、あらかじめ、市民の意見を反映させるため必要な措置を講ずるとともに、第20条に規定する高松市文化芸術振興審議会の意見を聴かななければならない。

- 4 市長は、振興計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

- 5 前2項の規定は、振興計画の変更について準用する。

第3章 文化芸術の振興に関する基本的施策

(人材の育成)

第10条 市は、文化芸術に関し創造的な活動又は継承を行う者及び文化芸術活動の企画運営を行う者並びにこれらの者の活動を支援する者の育成を図るため、必要な施策を講ずるものとする。

(次代を担う子どもの育成)

第11条 市は、次代を担う子どもの豊かな感性と人間性を育むため、地域社会及び学校における文化芸術活動の充実その他必要な施策を講ずるものとする。

(環境の整備)

第12条 市は、市民及び団体による自由な文化芸術活動を促進するため、活動の場及び機会の拡充その他必要な施策を講ずるものとする。

(協働及び連携)

第13条 市は、文化芸術活動に多くの主体が参加し、相互に影響を与えることにより新しい文化芸術の創造に資するため、文化芸術活動を通じた協働及び連携の仕組みづくりその他必要な施策を講ずるものとする。

(情報の収集及び発信)

第14条 市は、市民及び団体による文化芸術活動を促進するため、文化芸術に関する情報を積極的に国内外から収集し、蓄積するとともに、国内外に向けて発信するものとする。

(交流の促進)

第15条 市は、市民が多様な文化芸術に対する理解と本市の文化芸術に対する認識を深めるため、世代間、地域間及び海外との間における文化芸術活動の交流その他必要な施策を講ずるものとする。

(地域特有の文化の継承と創造)

第16条 市は、伝統芸能、文化財、景観等の本市特有の文化を発展的かつ創造的に継承するため、これらの保存及び活用に対する支援その他必要な施策を講ずるものとする。

(多様な文化芸術等の尊重及び享受)

第17条 市は、市民が多様な価値観を尊重し、新しく生み出される斬新な文化芸術を享受することができるよう、現代的な文化芸術活動の支援その他必要な施策を講ずるものとする。

(文化芸術を生かしたまちづくりの推進)

第18条 市は、文化芸術にあふれた魅力あるまちづくりを推進するため、文化芸術が有する創造性を活用した産業の振興、市民が多様な文化芸術に触れる機会の提供その他必要な施策を講ずるものとする。

(顕彰及び奨励)

第19条 市は、市における文化芸術の振興に優れた功績のある者を顕彰し、及び文化芸術活動を行う将来性の豊かな者の活動を奨励するものとする。

第4章 高松市文化芸術振興審議会

第20条 文化芸術の振興に関する施策を効率的かつ計画的に推進するため、高松市文化芸術振興審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、この条例の規定によりその権限に属させられた事項を処理するほか、市長の諮問に応じ、文化芸術の振興に関する重要事項について調査審議する。

3 審議会は、委員15人以内で組織する。

4 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 学識経験者

(2) 文化芸術活動を行う団体の代表者

(3) 前2号に掲げる者のほか、市長が必要と認めるもの

5 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第5章 雑則

(委任)

第21条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第20条及び次項の規定は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(高松市特別職の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 高松市特別職の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年高松市条例第20号)の一部を次のように改正する。

別表第49号の次に次のように加える。

(49)の2 文化芸術振興審議会委員	6,500
--------------------	-------

⑤高松市文化芸術振興審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、高松市文化芸術振興条例(平成25年高松市条例第95号)第20条第1項の規定に基づき設置する高松市文化芸術振興審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第2条 審議会に会長及び副会長1人を置く。

2 会長は委員の互選により定め、副会長は委員のうちから会長が指名する。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 審議会の会議は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 前項の場合において、議長は、委員として議決に加わることができない。

5 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第4条 審議会の庶務は、創造都市推進局文化・観光・スポーツ部文化芸術振興課において行う。

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

1 この規則は、高松市文化芸術振興条例附則第1項ただし書に規定する日から施行する。

2 この規則による最初の審議会の会議及び委員の任期満了後における最初の審議会の会議は、第3条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。